

# 令和2年度 南北朝・菊池一族歴史街道事業 業務委託仕様書

## 1. 適用

本仕様書は、菊池市が実施する「南北朝・菊池一族歴史街道事業業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

## 2. 事業目的

南北朝・菊池一族の歴史文化資源を持つ福岡県久留米市、八女市、小郡市、うきは市、大刀洗町（以下「連携自治体」という。）と連携し、各地域資源を活用した地域活性化に寄与することを目的とする。

## 3. 委託概要

- (1) 履行期間：契約締結日の翌日から令和3年2月26日（金）まで
- (2) 委託料上限額：3,253,800円（内消費税額295,800円）
- (3) 業務内容：「南北朝・菊池一族歴史街道事業」に関わるすべての業務
- (4) 履行場所：熊本県菊池市内および福岡県久留米市、八女市、小郡市、うきは市、大刀洗町内

## 4. 業務

### (1) 委託内容

#### ①歴史街道パンフレット制作

- ・菊池市と連携自治体に遺された南北朝および菊池一族に関連する史跡巡りを楽しみながら歴史を学べるパンフレットの企画および作成に係る業務。
- ・B5版36頁フルカラー印刷、10,000部、マットコート110kg、無線綴じ
- ・原稿の執筆、デザイン。（資料と写真データは委託者が提供するが、不足分は受託者において調達すること。）
- ・歴史初心者飽きさせず、関心を引く紙面デザインとすること。

#### ②統一ロゴマーク制作

- ・公募によるロゴマーク制作にかかる企画・運営・広報に係る業務。
- ・新聞広告等のメディアを利用した広報を行い、歴史街道事業のメインターゲットである、福岡県、熊本県への告知を重点的に行うこと。
- ・選定に当たっては、審査会を2回以上実施し、最低1回以上菊池市および連携自治体の代表者を参加させること。
- ・賞金総額は10万円を標準とする。
- ・選定されたロゴは、必要に応じて作者と協議のうえ調整を加えること。
- ・ロゴのデータとともに使用マニュアルを作成すること。

## (2) 対象となる経費について

- ①委託契約の対象経費は、事業実施に直接必要となる経費（人件費、謝金、旅費補助、役務費、会議費、需用費、賃借料）及び一般管理費とし、備品購入については、原則認めない。
- ②事業周知、募集、実施に係る経費
- ③実績報告書作成費
- ④事業実施に係る協議に要する経費

※一般管理費は、事業費の10%までを経費として計上できるものとする。

その他、実施にあたり必要な経費で、以下に掲げる経費は、対象外とする。

- ・通常に必要なと判断される経費以外の経費
- ・事業実施に直接関係しない経費
- ・社会通念から華美と判断される経費

## 5. 留意事項

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令に準拠して実施するものとする。

- (1) 受託者は、本業務の意図及び目的を十分に把握し業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、菊池市と詳細な協議を行い、菊池市の承認後に業務を遂行する。なお、本仕様書は、業務の主要事項のみを示したものであるため、これらに記載のない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。
- (3) 業務の内容については、社会情勢等の変化により、変更される可能性がある。その場合は菊池市、受託者の双方で改めて協議するものとする。

## 6. 業務実施計画書等の提出

受託者は、本業務の契約締結後、速やかに菊池市と詳細な打ち合わせ協議を行うとともに、次の書類を提出し、菊池市の承諾を受けたうえで作業を進めるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 監理技術者及び照査技術者経歴書（履歴書）
- (4) 工程表
- (5) その他菊池市が指示する書類

## 7. 工程管理

受託者は、業務実施計画書に基づいて適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を随時、菊池市に報告しなければならない。

## 8. 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、菊池市に発生原因及び経過等を速やかに報告し、菊池市の指示に従うものとする。

## 9. 秘密の遵守

受託者は、個人情報保護法及び菊池市個人情報保護条例を遵守し、菊池市からの借用物及び本業務の内容及び業務に係る資料を、菊池市の許可なく他に公表及び貸与してはならない。

また、本業務において、受託者の社員はもとより退職後といえども業務上知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。

## 10. 著作権の譲渡等

受託者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。

## 11. 完了・検査

受託者は、業務完了と同時に完了届、納品書類とともに成果品を納入し、菊池市の検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合は速やかにその指示に従い、再度、検査を受け合格により業務を完了したものとする。なお、加除・訂正等に要する費用は、受託者の負担とする。

## 12. 疑義等

本仕様書に明示していない事項あるいは作業過程において疑義が生じた場合、菊池市・受託者協議の上、受託者は委託者の指示に従い業務を遂行しなければならない。

## 13. 受託者の特定

本業務の受託者は、「菊池市公募型プロポーザル方式」により特定する。

## 14. 成果品

成果品について、以下に示す部数を提出するものとする。

- ・業務委託報告書 2 部
- ・歴史街道パンフレット 10,000 部
- ・歴史街道パンフレット 完成品データ
- ・統一ロゴマーク 完成品データ
- ・統一ロゴマーク 使用マニュアル
- ・その他関係資料一式

## 15. 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は菊池市に帰属するものとし、関係機関への提供など二次的な利用も可能とすること。

## 16. その他

### (1) 市内業者の利用及び資材調達

菊池市で発注する建設工事及び委託業務は、菊池市の予算で行うことを考慮し、工事資材の発注等については、できるだけ菊池市内での調達（関係業者との取り引き）を行うこと。

また、常勤・臨時職員に限らず、できるだけ菊池市内からの雇用に努めること。

さらに、下請の発注についても、前段と同様に努めること。

### (2) 受注者に対する暴力団等による不当介入の排除

暴力団等又は暴力団等関係者から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、次に掲げる事項を遵守すること。なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行う。

①不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。

②警察に通報等を行った内容について書面により速やかに発注者に報告すること。また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。